

広島県公安委員会告示第34号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

令和7年5月12日

広島県公安委員会
委員長 西 野 泰 代

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 （ 住 所 ）	製造業者名 （ 住 所 ）
510213	告示の日 （令和7年5 月12日）から 3年間	ぱちんこ 遊技機	e冒険島EHLC 2	株式会社三洋物産 代表取締役 盧 昇 （愛知県名古屋市千種区今 池三丁目9番21号）	左同